嘉福第　　440 号
令和 8 年 6 月 19 日

障害福祉サービス受給者　様
受給者ご家族　様

嘉手納町長　當山　宏
（公　印　省　略）

嘉手納町障害福祉サービス等支給決定基準について（お知らせ）

平素より、本町の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本町では、障害者総合支援法における障害福祉サービス、児童福祉法における障害児通所支援（以下「障害福祉サービス等」という。）の支給決定等を公平かつ適正に行うために、支給における要否や支給量について、嘉手納町障害福祉サービス等の支給決定基準（以下「支給決定基準」という。）を定めています。

この度、令和８年４月１日、支給決定基準の一部を改正いたしました。令和８年度4 月より新基準が適用され、この基準に基づきサービス等支給の事務を進めてまいります。みなさまのご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【主な改正点】

① 居宅におけるサービスや通所系サービスの利用に係る一月当たりの支給量換算週数を一月当たり 4.3 週から一月当たり 5 週に変更。

② 居宅介護（身体介護や家事援助）について、支援の内容に応じた標準提供時間及び標準提供回数の設定。

③ 共同生活援助利用者における通院等介助・通院等乗降介助の支給上限回数を設定。

④ 計画相談支援について、利用しているサービスの内容に応じた標準モニタリング期間の設定。（例：就労継続支援・・・６か月毎など）ただし、新規利用者は除く。

⑤ サービス等利用計画作成時に係るアセスメントの面接の省略は不可であるとともに、面接のための訪問先は居宅が原則になる旨を明記。

支給決定基準及びその他障害福祉サービス等について、ご不明な点がございましたら下記担当までお問い合わせください。

嘉手納町福祉課　障害福祉係
電話：956-1111（内線 126）
障害福祉サービス担当：仲田